

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が、文書不存在を理由として行った公文書非公開決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

平成14年10月1日付けで、異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「基盤整備部企画管理課建設技術室（以下「建設技術室」という。）に岐阜県生コンクリート工業組合（以下「組合」という。）から提出された 株式会社（以下「特定事業者」という。）の骨材使用に関する文書（川砂利から山砕石に切り替えが行われたとする期日が明記されたもの）」（以下「本件対象文書」という。）の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件対象文書を組合に返却したとして、平成14年10月4日付け基整第431号で、当該文書を保有していない旨の公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年10月7日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 建設技術室は、県の公共施設の生コンクリート（以下「生コン」という。）の品質管理に携わる部署であり、また、組合は、県内の組合員である生コン工場が取り扱う生コンの品質向上と管理を行う組織であると聞いている。

本件対象文書はしかるべきところからのものであり、県の公共事業で使われる生コンの品質管理を行っている建設技術室は、資料として残しておく義務があるといえる。建設技術室の責任逃れと捉えられても仕方がないと考ええる。

また、一企業の情報とはいえ、組合員である企業の生コンに係る品質管理に責任の一端を組合は担っており、公的な情報であると考えている。

- (2) 本件対象文書を建設技術室に公開するよう求めたところ、「公文書公開請求の手続をとってほしい。」と言われて手続を行った。しかし、この手続をとっている最中にもかかわらず、「組合に返却した」との理由で非公開とするのはいかにも不明瞭である。こうした行為は、公共事業で使われる生コンに関する文書を隠蔽するものではないか。
- (3) 建設技術室が本件対象文書を返却したとするならば、もう一度、組合を通じて建設技術室から公開すべきである。
- (4) 経済産業省では、日本工業規格（以下「JIS」という。）は、川砂利、山砕石配合率に関してJISに定められた規格内であれば変えることができ、JIS認定工場の自主的な申告によって登録の変更をすることになっていると聞き及んでいる。組合員の方々が自主的な品質向上に努められているならば何の問題もないと考えられており、こうしたわずかばかりのことが公開できないことは不可解の極みである。一遍の曇もない行政の指導が私ども県民の願いである。

第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件事案の経緯等

- (1) 異議申立人から、特定事業者の生コンを使用した公共施設に生じた白華現象（モルタル、コンクリート又はこれらの二次製品の表面（ひび割れ部）、タイル又はブロックの目地に生ずる白い綿状の吹出物又は斑点をいう。）について、その原因が生コンの骨材に山砕石を使用しているからではないかとの指摘があった。
- (2) そこで、実施機関がその指摘に係る事実関係を調査するため、特定事業者の自主管理している骨材試験関係のデータを確認する必要から、特定事業者が組合員になっている組合を通じて借り受けた数百頁に及ぶ資料のうちの百数十頁にわたるものが、本件対象文書である。本件対象文書は、特定事業者の工場において自主管理されている生コンの配合や材料試験のデータであって、主として、生コンの配合計算、材料であるセメント、骨材、混和剤の品質試験成績や産地、種類等が記載されている。
- (3) 実施機関は、生コンを公共工事で使用するときには、岐阜県建設工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）に基づきJISに適合するものを用いることとしている。そして、生コンが頻繁に使用される材料であるため、毎年度当初に一括して関係建設事務所にその品質に関する資料を提出させることとしており、これをもって材料の品質を確認している。
- (4) 組合が組合員への技術情報の提供や技術力向上を支援し、コンクリートの品質向上

等を目的として組織されたもので、本件事案が組合員の提供する生コンの品質に関することであったため、組合を通じて本件対象文書の提供を依頼したものである。実施機関は、本件対象文書を平成14年9月19日に組合から借り受け、事実確認を行った後、同月26日に組合から返却の要請を受けたため、同日に返却したものである。

2 本件対象文書の存否について

- (1) 本件対象文書は、特定事業者が自主管理しているものである。生コンの性能保持に関する監督官庁である経済産業省により定期的に検査が実施されており、実施機関が調査を行う法的な権限はない。そこで、本件事案に係る調査を行うために、実施機関と組合との信頼関係のもと、任意の協力によって、組合や特定事業者において通常公表されない資料の一部を組合を通じて借り受けたものである。また、本件対象文書は、事実関係を確認するために組合から借り受けたものであって、確認を終えた後には、実施機関としてその写し等を保有し続ける必要はないと判断し、早々に返却する予定であったことから、正式に取得して職員が組織的に用いるものとはいえないものであり、条例第2条第2項の公文書の取得には該当しない。

したがって、本件対象文書はそもそも公文書に該当するものではなく、また、実際に公開請求時及び決定時においても、実施機関として保有しておらず、文書不存在を理由に本件処分を行ったものである。

- (2) 本件対象文書については、組合を通じて返却要請を受けた以上、持ち続けることやその写しを保有することは、組合と実施機関との信頼関係が損なわれ、将来、組合から県へ情報提供を受けることができなくなることが危惧され、さらには、組合に限らず、他の団体等からの県行政全般に対する信頼が失墜することも想定される。そして、実施機関として保有する必要性がない資料であり、返却の要請後は速やかに返却することが適正な事務手続であったと考える。

よって、本件対象文書を返却したこと、及びその写しを保有していないことに不合理な点はなく、不存在を理由に本件処分を行ったことは妥当であったと考える。

- (3) 異議申立人は、再度、組合を通じて建設技術室から公開すべきと主張するが、条例第11条の規定によれば、実施機関が保有する公文書の公開を当該実施機関に請求する権利を認めるものであって、本件対象文書を取り寄せて公文書公開決定等を行うことまでも権利として認めるものではなく、改めて取得することもしない考えである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件事案及び本件対象文書について

本件事案は、実施機関の説明によれば、平成14年9月に、異議申立人から、公共施設に発生する白華現象の原因が生コンに使用されている骨材を川砂利から山碎石に変更したためではないかとの指摘があり、実施機関が調査を行ったものである。生コンとは、工業標準化法（昭和24年法律第185号。以下「法」という。）第11条の規定により定めら

れた工業標準規格のうちのレディーミクストコンクリート（Ready Mixed Concrete JIS A 5308）であり、コンクリート製造設備を持つ工場で製造され、フレッシュコンクリートの状態で施工現場に配達されるコンクリートをいう。

県が発注する河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事その他これらに類する工事については、工事請負契約書及び設計図書の内容の統一的な解釈及び運用を図っている。そして、契約の適正な履行の確保を図るために、仕様書にその使用する材料の規格等が定められている。仕様書によれば、本件事案の対象となった生コンの規格は、JISに適合しているもの又はこれと同様以上の品質を有するものとされている。生コンは公共工事において使用頻度の高い材料であることから、毎年度当初に品質試験結果を公共工事実施機関（以下「現地機関」という。）へ報告することとされている。本件事案は生コンの骨材を年度の途中で変更しているという指摘であったが、生コンの骨材が川砂利から山碎石に変更されたかどうか、変更されていればその生コンがJISに適合しているかどうかについては、現地機関に提出されている報告では確認することができなかつたため、組合に依頼して、指摘を受けた公共施設に係る請負業者へ材料を納入した特定事業者等から取り寄せた資料が本件対象文書である。

本件対象文書は、工業標準化法に基づく認定の審査基準を定める省令（平成9年通商産業省、運輸省令第3号）に基づく個別審査事項（昭和40年9月3日制定）により定められた製品検査方法に従って、特定事業者が毎月実施した骨材総合試験成績書及び外部試験機関が実施した骨材のアルカリシリカ反応性試験等に関する報告書の写しであり、そのうち借用したのは平成8年度及び平成13年度分のものである。前者には骨材の種類・品種、産地、最大寸法、吸水率、ふるい分け試験等のデータが、後者にはアルカリ濃度減少量及び溶解シリカ量の試験データが記載されている。なお、アルカリシリカ反応とは、骨材中の反応性シリカとコンクリートに含まれるアルカリの反応によって生じた生成物によりコンクリート内部で局部的に膨張し、コンクリートにひび割れなどを生じさせる現象をいい、アルカリシリカ反応性試験（化学法）とは、骨材を細かく粉碎し、水酸化ナトリウム水溶液と混ぜて一定条件下で反応させ、溶け出したシリカ量と反応に消費されたアルカリ量を測定し、その骨材の有害性を判定するものである。

2 本件対象文書の存否等について

本件対象文書について、実施機関は、返却することを前提として組合を通じて特定事業者から借用したものであって、本件事案に係る調査が終了し、組合から要請があったことからこれを返却しており、本件処分の時点で本件対象文書を保有していなかったと説明する。当審査会の事務局職員をして確認したところ、実施機関は、本件処分の請求内容に係る公文書を実際に保有していなかった。

そして、実施機関は、本件対象文書が本件事案に係る調査のために借用したものであって、条例第2条第2項の公文書には該当しない旨説明していることから、返却を前提に実施機関が特定事業者から借用した本件対象文書についての公文書該当性を検討する。

条例第2条第2項の公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有するものをいい、借用された本件対象文書の公文書該当性については、その内容及び性質、借用

したときの状況等から個別具体的に判断していく必要がある。

本件対象文書については、実施機関は、組合の協力を得て、調査後返却することを前提に、借用したものと認められる。

本件対象文書は、JISの認定に関して、特定事業者に対して、試験を行い、保存するよう義務づけられているものであるが、その管理は自主管理に任されているものである。そして、法によれば、主務大臣（本件事案の場合は、経済産業大臣）は、第21条の規定により表示についての申出を受けたとき、その他必要があると認めるときは、第22条第1項の規定により認定製造業者に対しその業務に関し報告をさせ、又はその工場、事業場等において指定商品の原材料等の検査をさせ、その結果適正でないと認めるときは、第23条の規定により当該表示の除去、指定商品の販売の停止等を命じ、又は当該認定を取り消すことができるとされている。しかし、実施機関には、認定製造業者から報告を求め、検査を行う等の権限が与えられていない。また、特定事業者は、実施機関が公共工事を発注する請負者に対し資材を納入している者であって、実施機関と直接の契約関係にあるものではなかったことから、実施機関としては、組合の協力を得ることにより、調査後返却することを前提として借用せざるを得なかったものといえる。実施機関及び組合が本件対象文書を借用する際に返却の意思表示を明示していなかったものの、実施機関は本件対象文書を調査に使用した後に返却する予定であったと説明しており、また、審査会の事務局職員をして確認したところによれば、組合においても返却されるものと認識していたとのことであった。よって、実施機関がその業務上関係のある組合を通じ、特定事業者への返却を前提としてその借用を求めたことは、その事務処理として不自然であったとはいえない。

さらに、実施機関が平成14年9月19日に組合を通じて特定事業者から本件対象文書を借用し、同月26日に返却していることから、比較的短期間の借用であって、継続的に使用し、又は使用を予定していたという事実も認められない。

また、本件対象文書の提供がその写しにより行われていることから、その処分は実施機関に任されていたともいえないわけではないが、本件対象文書のようなJIS関係の重要な書類を原本で提供することは通常考えられず、特定事業者からのその写しの提供をもって、実施機関に管理、廃棄等の処分権限があったものと認めることはできない。

したがって、本件対象文書は、その内容、借用したときの状況等にかんがみれば、公文書には該当しないと認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、実施機関が組合から再度取得して公開すべきであると主張するが、条例第6条の規定は、実施機関が保有する公文書の公開を当該実施機関に請求する権利を認めたものであって、実施機関に対して公開請求に応じるために文書を取得する義務まで課すものではない。したがって、実施機関が主張するとおり、実施機関が特定事業者から本件対象文書を取り寄せて、公開決定等を行う義務はないといえる。

また、異議申立人は、実施機関が公開請求の手續を案内したにもかかわらず、返却し

てしまったという事実について、いかにも不明瞭であり、文書を隠蔽する行為に当たるのではないかと主張している。この点については、実施機関の説明によれば、平成14年9月25日に異議申立人から公開請求の申出があったが、翌日の26日に、特定事業者から組合を通じて要請があったため本件対象文書を組合へ返却したとのことである。当審査会としては、事務局職員をして組合に対してこの事実を確認しており、異議申立人の公開請求から逃れるために実施機関が意図的に返却したものと認めることが困難である以上、これを返却したとする実施機関の説明を是認するほかなく、他にこれを覆すに足りる事情は認められないことから、文書不存在と認めざるを得ない。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成14年10月11日	・ 諮問を受けた。
平成14年11月6日	・ 実施機関（基盤整備部企画管理課建設技術室）から公開決定等理由説明書を受領した。
平成14年11月7日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成15年1月14日 （第55回審査会）	・ 諮問事案の審議を行った。
平成15年2月4日 （第56回審査会）	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。
平成15年3月27日 （第57回審査会）	・ 諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
会 長	上 寺 久 雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	羽 田 野 晴 雄	税 理 士	
	森 内 祥 悟	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	森 川 幸 江	弁 護 士	
	山 田 洋 一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

（五十音順）